

静岡県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年3月13日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 59,540
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 472,120
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区			
下田市・賀茂郡	16,765	富士市	68,355	袋井市・森町	27,635
伊東市	19,132	富士宮市	35,528	磐田市	44,304
熱海市	9,948	静岡市葵区	69,147	浜松市中央区	148,981
伊豆市	8,215	静岡市駿河区	57,503	浜松市浜名区・天竜区	49,694
伊豆の国市	13,132	静岡市清水区	63,847	湖西市	15,347
函南町	10,307	焼津市	37,165		
三島市	29,628	藤枝市	39,166		
清水町	8,600	牧之原市・吉田町	19,081		
長泉町	11,796	島田市・川根本町	28,115		
裾野市	13,576	御前崎市	8,247		
御殿場市・小山町	27,596	菊川市	12,154		
沼津市	52,878	掛川市	30,841		